

「吉川市手話言語条例（案）」に対するご意見の内容と市の考え方について

「吉川市手話言語条例（案）」の策定にあたり、案を公表し、パブリック・コメントを実施して意見を求めました。

いただきましたご意見と、それに対する市の考え方をまとめましたので、別紙のとおり公表いたします。

1 閲覧、意見提出期間

令和元年6月3日（月）～令和元年7月2日（火）

2 意見提出状況

(1) 意見提出者 5名

(2) 意見件数 28件

(3) 意見提出方法

①窓口持参 1件

②郵便によるもの 0件

③ファクシミリによるもの 0件

④電子メールによるもの 1件

⑤意見提出箱に投函されたもの 3件

問合せ先 吉川市こども福祉部障がい福祉課障がい支援係

電話 048-982-5238(直通) FAX048-981-5392

別紙

整理番号	意見	市の考え方
1	<p>(1) 小中学校に手話を普及したく、手話タイム（手話の授業）を取り入れて下さい。</p> <p>(2) ろう者がどこに住んでいるか。情報保障の確保のために、災害時の避難所の把握。そこに手話のできる人を派遣。又は、自治会で手話学習会の実施。</p> <p>(3) 公共施設に通訳サービスを設置。</p> <p>(4) 手話通訳派遣事業の早急な実現。</p> <p>(5) 手話に関する事業の予算の確保。</p> <p style="text-align: center;">よろしく申し上げます。</p>	<p>(1) 学校等への手話の普及や手話に触れる機会の確保については、条例案中に必要な規定を設けております。市としましては当規定に基づいて取り組みを進めてまいります。</p> <p>(2) 防災対策については、条例案中に必要な規定を設けております。災害時における情報の提供や取得に関しましてもこの規定に基づいて取り組んでまいります。また、自治会における手話学習会の実施につきましては、要請があれば手話の出前講座などを行ってまいります。</p> <p>(3)、(4) 条例案中に手話通訳者の確保と養成に関する施策を総合的かつ計画的に実施する旨の規定を設けております。市としましては当規定に基づいて検討してまいります。</p> <p>(5) 財政上の措置に関しましては、条例案中に必要な規定を設けており、必要な予算の確保に努めてまいります。</p>

整理番号	意見	市の考え方
2	<p>【どこでも楽しくコミュニケーション】</p> <p>(1) 市役所と公共施設で手話でコミュニケーション (2) 商店街で手話でコミュニケーション (3) 病院で手話でコミュニケーション (4) 自治会で手話でコミュニケーション</p> <p>【吉川市の手話言語条例】</p> <p>(1) 24時間手話通訳者派遣の確立 (2) ろう者の生命を守る。 (3) 消防署や警察署は手話学習場を設けていく。</p>	<p>【どこでも楽しくコミュニケーション】</p> <p>(1)～(4) 様々場所での手話によるコミュニケーションに関しましては、とても大切なことであると認識しております。市としましては、当条例案の基本理念に基づいてその促進に努めてまいります。</p> <p>【吉川市の手話言語条例】</p> <p>(1) 条例案中に手話通訳者の確保と養成に関する施策を総合的かつ計画的に実施する旨の規定を設けております。市としましては当規定に基づいて検討してまいります。</p> <p>(2) ろう者の方々を含め、当市で生活する多くの障がい者の生命を守るため必要な施策に引き続き取り組んでまいります。</p> <p>(3) 条例案中に設けました「手話を学ぶ機会の確保」に関して、他の公的機関に対しましてもその趣旨を働きかけてまいります。</p>

整理番号	意見	市の考え方
3	<p>【地域で求められること】</p> <p>(1) 高齢者向けのホームヘルパー養成と派遣には手話ができる方が求められています。</p> <p>(2) 吉川市内の老人ホームやショートステイ、デイサービス等入居・通所しているろう高齢者がたくさんいます。手話でのコミュニケーション支援が必要です。</p> <p>(3) 公共・民間病院の受付や看護師や医師は、手話通訳ができる方が求められています。</p>	<p>【地域で求められること】</p> <p>(1)～(3) 本条例案の趣旨をご指摘の施設や機関にお伝えし、手話の普及とろう者への理解促進に努めてまいります。</p>

整理番号	意見	市の考え方
4	<p>【吉川市の手話言語条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 吉川市内の小中高校に手話教室、体験講座、スポーツ交流、文化交流などを図ること。 (2) 吉川市内の情報アクセスの設備を強化すること。 (3) 吉川市内の観光ガイド（手話ができること）。 (4) 職場環境（情報アクセス、手話通訳義務化等） (5) 事業者が手話ができること（サービス向上） (6) ろう者が利用しやすい環境をつくること。 (7) ろう学校の児童、生徒が手話でコミュニケーションできる環境にすること（職員が手話を学ぶこと） (8) 手話講習会（各コースを増やすこと） (9) 手話サークルの拡大 (10) 手話通訳者の確保、養成 	<p>【吉川市の手話言語条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 学校等への手話の普及や手話に触れる機会の確保については、条例案中に必要な規定を設けております。市としましては当規定に基づいて取り組みを進めてまいります。 (2) 情報アクセシビリティの強化については、ろう者も含め障がいをお持ちの方々からの意見も聞きながら、対応を検討していきたいと考えております。 (3)～(9) 条例案に基づいてご意見をいただきました事項の理解と促進に努めてまいります。 (10) 条例案中に手話通訳者の確保と養成に関する施策を総合的かつ計画的に実施する旨の規定を設けております。市としましては当規定に基づいて検討してまいります。

整理番号	意見	市の考え方
5	<p>【意見】</p> <p>(1) 制度が確定後に、変えないなら、定義必要。 定義ない理由は、なぜ？</p> <p>(定義) 第2条 この法律において、「手話言語」とは、日本のろう者及び 盲ろう者等が、自ら生活を営むために使用している、 独自の言語体系を有する言語を指し、豊かな人間性及び 知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化所産 をいう。</p> <p>【以下、追加】</p> <p>2 「ろう者」とは、聞こえない者（聞こえにくい者も含 む）のうち手話言語を使い日常生活又は社会生活を営む 者をいう。</p> <p>3 「ろう児」とは聞こえないまたは聞こえにくい児童 （乳児（および）幼児含む）のことをいう。</p> <p>4 「ろう社会」とは主にろう者等によって構成され、 手話言語を使い日常生活または社会生活を営む共同社 会のことをいう。 他の見るとある。 吉川市ろう者イコール手話を使う聴覚障害者なる。今 年は協議して知っている人が分かる。確定後に何年も 残るもので、文章で</p>	<p>(1) ご意見に関しましては、条例検討委員会においても議論してまい りましたが、本条例案では、「ろう者」を「手話を使用する人」と 位置付けております。また、「盲ろう者」の方につきましても「ろ う者」に含まれると考えております。</p>

整理番号	意見	市の考え方
	<p>ろう者とろう者以外の者が互いに・今後の市役所職員が説明と聴覚障害者と盲ろう者理解ときに誤解しないですか？</p> <p>(2) 労働及び雇用</p> <p>ろう者は、その障害に基づく差別を受けることなく、等しく働く権利を有し、その者が従事する職場等で手話言語を使用する機会が保障される。</p> <p>2 事業主はろう者である従業員が、継続的に働けるよう環境整備及び合理的配慮を含む支援を行い、手話言語通訳者を配置するよう努めなければならない。</p> <p>3 国及び地方公共団体は、事業主が必要な支援と合理的配慮を行うために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>事業主は、環境も理解足りない。ハロワーク聴覚障害者相談限られて、地域障がい支援センターは、障がい種類限って、聴覚障害者また、盲ろう者対して、認識低かった、市内全てセンター、労働相談含めてもっと認識してほしい。労働障害者相談設置してほしい。</p> <p>事業主は、職業対応違っているから、市内に障がい者が在勤対して、障がい福祉課入って、（障がい者就労センター）</p>	<p>(2) 条例制定を契機に、事業者、障がい者就労支援センターなど関係機関に、ろう者が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備の普及、ろう者の理解促進を図ってまいります。</p>

整理番号	意見	市の考え方
	<p>確定後にやってほしいです。</p> <p>(3) 第6条災害時に…個人情報保護法ある、消防と救急と警察プラス障がい分かってもらいたい。 災害ときは、要援護者に登録時に、会話手段を守ってほしい、登録ときも配慮してほしい。民生委員にも同じようにやってほしい。 医療機関も理解してほしい。耳鼻咽喉科医師は、認識あるが、それ以外医師は、聴覚障害者、盲ろう者対して認識不足で、筆談や手話通訳と手話通訳介助員と同席しているが、あるときは、時間で受診切られる。情報伝達に時間かかる。また医療言葉が難しく納得できないときある。</p> <p>以上です。</p>	<p>(3) 災害時の対応については、条例案中にも関係規定を設けさせていただきましたが、具体的にはろう者の方を含め、多くの障がい者の皆さんからご意見を伺い対応を検討していきたいと考えております。また、病院など事業者へは、本条例の理念に基づき、手話の普及とろう者の理解促進に努めてまいります。</p>